

事業コード	08010102	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進
事業名	環境活動推進事業	施策コード	01	施策名	地球温暖化防止と循環型社会の形成
		指標コード	01	施策目標(指標)名	県民総参加による地球温暖化防止活動の推進
部局名	生活環境部	課室名	温暖化対策課	班名	環境活動推進班
				(tel)	1560
				担当課長名	高橋 佐紀子
				担当者名	三浦 博信

評価対象事業の内容		事業年度	平成29年度 ~ 令和9年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>地球温暖化防止に向け、地球温暖化対策をはじめとした様々な環境保全活動を促進するため、その必要性和重要性の認知を促し、実践行動への展開を図っていく必要がある。</p>	<p>3. 事業目的 (どういう状態にしたいのか)</p> <p>地球温暖化防止や環境保全活動の必要性和重要性について、県民、地域団体、学校、事業者及び行政において認知され、それぞれの主体による自発的な実践行動が展開される。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>菅首相の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、地球温暖化対策をはじめとした様々な環境保全活動やその基盤となる環境教育をより一層促進する必要がある。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県</p> <p>②事業の対象者・団体 県民、事業者、学校等</p> <p>③達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発を目的とした表彰、環境活動やイベント開催等の支援 ・家庭や事業者における地球温暖化対策を促進するための支援 ・環境保全活動を促すための普及啓発 		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 <input type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R02 年 08 月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 <input checked="" type="radio"/> a 増大した <input type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p><input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 県民意識調査)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>クリーンアップ活動やごみ減量など環境保全活動へ参加した人の割合が、ここ数年、少しずつ高まってきており、県民が関心を持って取組に参加している傾向がうかがわれる。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直または休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 地球温暖化防止などの環境保全について、引き続き環境教育や普及啓発活動を実施し、県民、事業者、学校等の各主体による自発的な実践行動の展開を図る必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>コロナ禍のため一部の取組ができなかったものの、様々な主体や幅広い世代への環境保全活動に係る普及啓発活動を通じて「気づき」と「行動」を促し、それぞれの主体による自発的な実践行動の展開を図った。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	環境教育等推進事業	地域や学校等における環境教育の推進や支援、模範的な環境活動の知事表彰	9,100	1,159	1,849	1,849	1,849	1,849		
02	あきたエコ活促進事業	スマホアプリを活用した県民による環境保全活動の促進や「あきたエコ&リサイクルフェスティバル」の開催支援	11,436	6,996	11,252	11,252	11,252	11,252		
03	食品ロス削減推進事業	食品ロス削減推進計画の策定と、食品ロス削減に係る食品関連事業者及び消費者に対する普及啓発並びに県民運動の展開		351	4,965	4,965	4,965	4,965		
04	海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業	海岸漂着物の発生抑制に係る普及啓発やそれを実施する市町村に対する支援、身近な地域のクリーンアップ活動の促進		3,698	6,728	6,728	6,728	6,728		
05	ワンウェイプラスチック使用削減啓発事業	マイボトルの持参運動の推進		1,253	1,103	1,103	1,103	1,103		
財源内記		左の説明	20,536	13,457	25,897	25,897	25,897	25,897		
国庫補助金		地域環境保全対策費補助金、地方消費者行政強化交付金	4,577	3,056	7,393	7,393	7,393	7,393		
県の債										
その他の		産業廃棄物対策基金、環境保全基金	15,959	10,401	18,504	18,504	18,504	18,504		
一般財源										

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	県民塾受講者数 (累計)							指標の種類
	指標式	県民塾受講者数 (累計)							● 成果指標 ○ 業績指標
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	1,180	1,220	1,260	0	0	0	0	
実績b	1,186	1,212	0	0	0	0	0		
b/a	100.5%	99.3%	0%						
東北及び全国状況									
②データ等の出典 事業実施実績									
③把握する時期 ● 当該年度中 12月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
指標 II	指標名								指標の種類
	指標式								● 成果指標 ○ 業績指標
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a/b									
東北及び全国状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ● 当該年度中 00月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	● A ○ B ○ C
	理由 地球温暖化防止など環境保全活動を促進するため、環境教育や普及啓発の強化が必要であり、幅広い世代やさまざまな主体への普及啓発を通じて、「気づき」と「行動」を促し、それぞれの主体による自主的な活動と多様な主体の協働による実践行動へつなげていくことができる。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	
	理由 地球温暖化防止のほか、ごみ減量化やリサイクルなど環境保全活動に対する県民ニーズに対応する必要がある。	
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c	
理由 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由 県が策定した「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」や「第2次秋田県環境教育等に関する行動計画」などに基づき、環境教育や普及啓発を実施し、地球温暖化対策をはじめとした様々な環境保全活動を促進する必要がある。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性 (費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 印刷物や委託業務については入札により経費の削減を図ったほか、ポスター等の印刷物は効果が得られやすい所に配布することにより効率的な予算執行に努めた。	○ A ● B ○ C
	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	地球温暖化防止などの環境保全活動について、引き続き環境教育や普及啓発活動を実施し、県民、事業者、学校等の各主体による自発的な実践行動への展開を図る必要がある。
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	08010103	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進			
事業名	ストップ・ザ・温暖化あきた推進事業	施策コード	01	施策名	地球温暖化防止と循環型社会の形成			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	県民総参加による地球温暖化防止活動の推進			
部局名	生活環境部	課室名	温暖化対策課	班名	調整・省エネルギー班			
			(tel)	1573	担当課長名	高橋 佐紀子	担当者名	櫻庭 佑己

評価対象事業の内容

<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画では、2030年度の本県の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減する目標を立てており、取組を加速させる必要がある。</p> <p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 令和2年10月に菅総理大臣が所信表明演説において、2050年のカーボンニュートラルを目指すことを表明するなど、温暖化対策への機運が高まっており、今後、一層の取組の充実が求められている。 本県の温室効果ガスの排出量は2013年度から減少傾向にあるが、家庭からの二酸化炭素の排出量は全体の19%を占めており、全国(15%)よりも高い割合となっている。</p> <p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ①ニーズを把握した対象 <input type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R01年 08月) ②ニーズの変化の状況 <input type="radio"/> a 増大した <input checked="" type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した ③ニーズの把握の方法 <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット <input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 県民意識調査) ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 県民意識調査では「地球温暖化対策について」において、昨年同様8割近くの県民が「地球温暖化対策を優先させるべき」「経済発展・生活の利便性向上に一定の配慮をしつつ、地球温暖化対策に取り組むべき」を選択しており、住民ニーズは横ばいで推移している。</p>	<p>3. 事業目的 (どういう状態にしたいのか) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会を構築するため、県民一人ひとりの意識向上により家庭からの二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、事業者等が行う温暖化対策を更に促進する。 (重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p> <p>4. 目的達成のための方法 ①事業の実施主体 県 ②事業の対象者・団体 県民、団体、事業者、市町村等 ③達成のための手段 ・地球温暖化防止に向けた推進体制を強化する。 ・県民、事業者、教育機関及び行政が連携した地球温暖化防止の取組を推進する。</p> <p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止 ①評価の内容 (一次評価結果) 地球温暖化の進行による気候変動は、最も重要な環境問題の一つとなっている。地球温暖化に係る正確な情報や、省エネに対する支援策について、県民の関心は高く、引き続き事業を継続していく。 ②評価に対する対応</p>
--	--

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	秋田県地球温暖化対策推進計画推進事業	第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の改定を行うほか、ブロック会議等への出席や国との連絡調整等を行う。	6,272	2,434	12,076	12,076	12,076	12,076	
02	地域センター強化支援事業	秋田県地球温暖化防止活動センター(略称:地域センター)の機能を強化し、地球温暖化対策に関する普及啓発、環境教育及び人材育成の推進を図る。	12,968	12,995	13,004	13,004	13,004	13,004	
03	我が社の省エネ促進事業	中小事業者に対し、広く総合的な省エネ対策を啓発すると共に、温室効果ガス排出量を削減した事業者を表彰し、県内事業者全体の温室効果ガス排出削減につなげる。		327	888	888	888	888	
04	エコマイスター協議会支援事業	あきたエコマイスター協議会に環境学習会や施設見学会等の開催を委託し、県民の環境保全意識の醸成を図る。		446	811	811	811	811	
05	協働による環境活動促進モデル事業	市町村等と協働により、地域住民主催の環境学習会等の開催について支援し、地域コミュニティの環境保全活動に関する取組を促進する。		32					
06	ネットメディア活用普及啓発事業	ネット広告を活用し、若年層に向けた普及啓発を強化する。			2,625	2,625	2,625	2,625	
財源内記			19,241	16,234	29,404	29,404	29,404	29,404	
国庫補助金									
県債									
その他の			17,149	13,845	17,483	17,483	17,483	17,483	
一般財源			2,092	2,389	11,921	11,921	11,921	11,921	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標I	指標名	秋田県における温室効果ガスの排出量						指標の種類	
	指標式	温室効果ガス排出量 (千トン-CO2)						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
東北及び全国の状況 日本の温室効果ガス排出量 (環境省)									
②データ等の出典 国の統計データ等をもとに温暖化対策課が推計									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ● 翌々年度 12月									
指標II	指標名							指標の種類	
	指標式							○ 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
観 点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】地球温暖化の進行による気候変動は、最も重要な環境課題の一つであり、国の計画等を踏まえ切れ目なく地球温暖化対策を推進していく必要がある。	● A ○ B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】地球温暖化や省エネの実践・支援策について、県民の関心が高まっており、事業の必要性は十分大きい。	
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	【理由】地球温暖化対策推進法や秋田県地球温暖化対策推進計画において、県は地球温暖化対策に取り組む責務があるとされている。	

1次評価		評価結果
有 効 性 の 観 点	事業の効果 (事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 秋田県における令和2年度の温室効果ガス排出量が未判明のため	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性 (費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和01年度の効果〕 / 〔令和02年度の決算額〕 = (指標I) 〔令和02年度の効果〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効 率 性 の 観 点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 会議等の効率的な開催や、普及啓発ポスター・リーフレットについては効果の高い場所に配布先を絞るなど、事業費の削減に取り組んでいる。	○ A ● B ○ C
	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	地球温暖化の進行による気候変動は、最も重要な環境課題の一つであるほか、国内外において温室効果ガスの削減に向けた機運が高まっている。地球温暖化や省エネの実践・支援策について、県民の関心が高まっており、引き続き事業を継続していく。

2次評価		評価結果	
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C			
観 点	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	● A ○ B ○ C	
	(2次評価対象外)		
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
	政策評価委員会意見		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								
指標名	PCB廃棄物掘り起こし調査進捗率(%)							指標の種類
指標式	～H30：調査済件数/電気工作物設置者数(6,501事業者) R01～：調査済件数/事業用建物(22,950件)							○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 ○該当 ●非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	60	80	100	0	0	0	0	
実績b	60	69	0	0	0	0	0	
b/a	100%	86.3%	0%					
東北及び全国状況 なし								
②データ等の出典 環境整備課調べ								
③把握する時期 ●当該年度中 03月 ○翌年度 月 ○翌々年度 月								
指標名								指標の種類
指標式								○成果指標 ○業績指標
①年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 ○該当 ○非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0	
a/b								
東北及び全国状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○当該年度中 月 ○翌年度 月 ○翌々年度 月								

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】 PCB廃棄物の処分期間である令和3年度末(トランス等)、令和4年度末(安定器等)を見据え、計画的に掘り起こし調査を実施している。	● A ○ B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】 処分期間が近づく中、機器所有者には、PCB使用機器を所有しているかを自ら把握することが求められているなど、ニーズが高いままである。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	【理由】 PCB特措法では、「県は、県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」とされている。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ●可 ○不可 ○a 達成率100%以上 ●b 達成率80%以上100%未満 ○c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○可 ●不可 ○a 1.1~ ○b 0.9~1.1 ○c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○a 客観的で効果が高い ●b 取組んでいる ○c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 調査受託者に対し効率的な調査の実施を指導し、コスト縮減に努めている。	○ A ● B ○ C
	●A継続 ○B改善して継続 ○C見直し ○D休止 ○E終了	P C B特措法における処分期間の終了が近づく中、事業用建物所有者を対象に、着実に掘り起こし調査を実施し、P C B廃棄物の期間内処理を完了させるため、事業を拡充し取組を加速させる。

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		● A ○ B ○ C
○A継続 ○B改善して継続 ○C見直し ○D休止 ○E終了		
(2次評価対象外)		
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	08010202	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進
事業名	環境保全センター整備事業費	施策コード	01	施策名	地球温暖化防止と循環型社会の形成
		指標コード	02	施策目標(指標)名	循環型社会の形成
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	廃棄物対策班
			(tel) 1624	担当課長名	高橋 正嘉
				担当者名	田村高志

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成09年度 ~ 令和09年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>秋田県環境保全センターは、県内の中小企業者から排出される産業廃棄物の適正処理を公共の立場で補完することを目的として昭和51年に設置された公共の産業廃棄物最終処分場である。平成18年10月に供用開始したD区I期処分場は、残余容量が減少し、新たな処分場の整備が必要となっている。</p>		<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>県が安全で信頼性の高い最終処分場を設置、運営することにより、県内中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業</p>	
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>平成29年から実施したD区II期処分場の整備工事は、令和2年4月に完了し5月から供用を開始した。今後もセンター周辺の環境保全に配慮しながら、県内の中小企業者等から発生する産業廃棄物の適正処理を確保するため、確実な施設整備及び維持管理を行う必要がある。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 秋田県</p> <p>②事業の対象者・団体 県内の中小企業者等</p> <p>③達成のための手段</p> <p>D区処分場の2期工事を行うとともに、関連施設 (水処理施設、管理棟等) の整備を随時行う。</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R02年 11月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 <input checked="" type="radio"/> a 増大した <input type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p><input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 使用許可件数及び環境保全センター連絡協議会)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>環境保全センターでの埋立量はここ数年増加していることから、中小事業者のニーズは高まっている。また、地元の関係団体、市等で構成する環境保全センター連絡協議会からは、施設の安全と適正な維持管理に必要な施設の整備・修繕等が求められている。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進する施設として、搬入量に応じた埋立の進行管理や維持管理を行うとともに、D区2期工事を確実に進めることで、安全で信頼性の高い公共関与の産業廃棄物最終処分場の整備を行う。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>既存の処分場について適切に修繕等を実施した。また、新規処分場の整備についても順調に進捗した。</p>	

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	既設処分場整備費	環境保全センターD区処分場の施設整備及びA、B、C区処分場(埋立終了)の維持修繕等	400,794	58,072	113,825	113,825	113,825	113,825		
02	新規処分場整備費	環境保全センターD区(II期)処分場の新規施設整備	2,304,219	1,409,343						
財源内記			2,705,013	1,467,415	113,825	113,825	113,825	113,825		
国庫補助金										
県債			2,304,200	1,327,500						
その他の			400,813	139,915	113,825	113,825	113,825	113,825		
一般財源				0						

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								
指標名	施設整備進捗率 (%)							指標の種類
指標式	～R2 : D区 II 期処分場整備進捗率 (%) R3～R6 : D区 I 期処分場覆土工事進捗率 (%)							○ 成果指標 ● 業績指標
①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	100	100	30	60	90	100	0	100
実績b	100	100	0	0	0	0	0	0
b/a	100%	100%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況 なし								
②データ等の出典 環境整備課調べ								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月								
指標名								指標の種類
指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0
実績b	0	0	0	0	0	0	0	0
a/b								
東北及び全国の状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法								
①指標を設定することが出来ない理由								
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)								

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c [理由] リサイクルが困難な産業廃棄物の適正処理に対応しており、産業廃棄物の理立処分は必要不可欠である。	● A ○ B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c [理由] 県内の中小事業者からの搬入実績があるほか、民間の最終処分場の新規設置に時間がかかる状況にあり、今後も施設を整備する必要がある。また、周辺環境への影響を及ぼさないよう、環境保全センター連絡協議会の意見を踏まえながら、安全な施設整備を行う必要がある。	
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	[理由] 条例に基づき県が設置している施設であり、県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、適正処理に寄与している。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 産業廃棄物最終処分場の整備事業であり、災害等に耐える質の高い施設の整備が必要であることから、コスト縮減は見えにくい。ただし、施設整備の内容に合わせた資材等の市場調査、業者選定を行うなど、コスト縮減に努めている。	○ C
	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	県内の中小企業等の産業廃棄物処理を補完し、産業廃棄物の適正処理を推進する施設として、搬入量に応じた理立の進行管理や維持管理を行うとともに、関連工事を確実に進めることで、安全で信頼性の高い公共関与の産業廃棄物最終処分場を供用する。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	● A ○ B ○ C
	○ A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								
指標名	処理場の放流処理水の水質基準適合率							指標の種類
指標式	水質基準適合率 = 基準適合回数 / 水質測定回数 × 100							● 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	100	100	100	100	100	100	0	100
実績b	100	99	0	0	0	0	0	0
b/a	100%	99%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況 なし								
②データ等の出典 委託事業実績報告書								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 04月 ○ 翌々年度 月								

指標名								指標の種類
指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	0	0	0	0	0	0	0	0
実績b	0	0	0	0	0	0	0	0
a/b								
東北及び全国の状況								
②データ等の出典								
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 理由 県内中小企業から排出された多様な産業廃棄物の適正処理の受け皿として、周辺環境を保全しながら適切に運営している。	● A ○ B ○ C
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 理由 周辺住民や地元市町村から求められている環境放射能モニタリング調査や現地見学会に対応している。	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	理由 条例に基づき県が設置した産業廃棄物処分場であり、設置者として廃棄物処理法の基準に基づき適正に管理する必要がある。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 指定管理者に対し、経費削減及び効率的な維持管理を指導し、コストの縮減に努めている。	○ A ● B ○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 指定管理者に対し、経費削減及び効率的な維持管理を指導しながら、県として適正な維持管理を行い、引き続き、産業廃棄物の適正処理と処分場周辺の環境保全に努めていく。	

2次評価		評価結果	
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C			
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 (2次評価対象外)	● A ○ B ○ C	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
	政策評価委員会意見		

事業コード	08010205	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進
事業名	廃棄物3R・適正処理推進事業	施策コード	01	施策名	地球温暖化防止と循環型社会の形成
		指標コード	02	施策目標(指標)名	循環型社会の形成
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	調整・循環型社会推進班
		(tel)	1622	担当課長名	高橋 正嘉
		担当者名	成田 修司		

評 価 対 象 事 業 の 内 容

1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)

我が国では、従来の環境への負荷が大きい経済社会活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向けた取組が求められている。国は平成25年5月に「第三次循環型社会推進基本計画」を策定し、「持続可能な社会の構築」に向けた方針を示して各種取組を進めていることから、これを受けて令和3年3月に本県においても「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた各種施策を計画的に実施している。

循環型社会の形成のためには、県民や市町村、民間事業者などが主体となって廃棄物を減らすなどの取組を実践することが重要となる。このため、県が3Rに関する情報や実践方法の普及啓発や広報に努めるとともに、不法投棄や不適正処理の監視活動を行うことなどにより、各主体が廃棄物の3Rや適正な処理に関し、正確な知識と明確な意識を持って自発的に取り組んでいくような社会を目指す。
(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題

本県では県民1人1日当たりのごみ排出量が横ばいであり、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にある。このような課題を解決し、循環型社会を実現するためには、県民、地域団体、NPO等、事業者、市町村などすべての主体が、共通の認識の下に、相互に連携し、協力しながら取り組まなければならないことから、効果的な事業を実施していくことが求められている。

4. 目的達成のための方法

- ①事業の実施主体 県
- ②事業の対象者・団体 県民、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者等
- ③達成のための手段 (1) 県民、事業者、行政による不法投棄未然防止活動や環境監視員による不法投棄対策の実施 (2) 廃棄物の3R推進に資する県民向け各種広報・啓発活動の実施 (3) 産業廃棄物処理業者を対象とした適正処理に係る支援 (4) 産業廃棄物排出事業者の適正処理を支援する処理業者検索システムの運用 (5) 関係業界の育成や産業廃棄物の3Rと適正処理に向けた研究開発 (6) 災害廃棄物処理体制の整備

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)

- ①ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R01 年 06 月)
- ②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した
- ③ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)
- ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容
 令和元年度県民意識調査において、リサイクルの取り組みをしている県民の割合が前年度から3.8%増加して77.8%となったことや、ごみの発生抑制に取り組む県民も64.8%と関心が高いことから、これらの取り組みに対するニーズは増大していると考えられる。また、リユースに取り組む割合は、若い世代になるほど高くなっていることから、ニーズは増大傾向にあると判断した。

5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止

- ①評価の内容
 (一次評価結果) 平成28年度から、第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画に基づき各事業を推進しており、現状を踏まえた新たな内訳事業の立ち上げや継続事業の見直しが必要となっている。県内の3Rの進捗状況は十分とはいえず、また、平成29年まで県民意識調査での住民ニーズも高いことから、第4次同計画においても食品ロスや海洋プラスチックごみ問題などを中心に社会的なニーズを踏まえた効率的かつ着実な事業の推進に努める必要がある。
- ②評価に対する対応
 環境監視員による不当投棄監視の実施や、不法投棄未然防止啓発活動を展開した他、新聞広告による3Rに係る普及啓発を行った。また、秋田県における食品ロス推計調査を実施し、令和3年度に策定予定である食品ロス削減推進計画に反映させる。産業廃棄物関連の各種システムの保守及び電子 manifests の普及推進等により、産業廃棄物の適正処理を推進・支援した。災害時に排出される廃棄物の処理体制の整備のため、市町村及び県の担当者向けには研修を開催した。

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	不法投棄未然防止啓発活動事業	官民が一体となった不法投棄ごみ撤去活動により、現状をアピールし未然防止を図る。排出事業者向け講習会を開催し、普及啓発及び適正な処理等指導のための人材育成を行う。	6,650	7,418	7,461	7,461	7,461	7,461	
02	産業廃棄物適正処理業務システム保守管理費	県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、処理業者に係る許可業務及び情報検索等を迅速かつ円滑に行う目的で運用している情報システムを保守管理する。	5,116	3,257	2,679	2,679	2,679	2,679	
03	産業廃棄物適正処理業務システム改修事業	産業廃棄物処理業者管理のための業者管理システム、排出事業者の情報検索のための業者検索システム、県外産業廃棄物搬入等事務の情報システムの機能強化・改修を実施する。							
04	産業廃棄物適正処理促進普及啓発事業補助金	産業廃棄物処理業者等の意識・技術の向上を図り、産業廃棄物の適正処理、減量化及びリサイクル等の推進に資する研修や広報啓発事業を行う県内の業界団体を支援する。	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
05	産業廃棄物実態調査フォローアップ事業	秋田県循環型社会形成推進基本計画に掲げる指標の進捗状況を把握することで、計画目標の達成に向けた進捗管理を適切に行うため、県内の産業廃棄物の処理状況等を調査する。	4,477		5,399	5,399	5,399	5,399	
—	—	その他合計	24,476	44,150	37,930	37,930	37,930	37,930	
財源内記			43,219	57,325	55,969	55,969	55,969	55,969	
左の説明									
国庫補助金									
県債									
その他の			4,569	18,325	17,969	17,969	17,969	17,969	
一般財源			38,650	39,000	38,000	38,000	38,000	55,969	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	産業廃棄物最終処分量						指標の種類	
	指標式	県内の産業廃棄物最終処分場で最終処分した産業廃棄物量 (単位: t)						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	295,000	295,000	393,000	393,000	393,000	393,000	393,000	
	実績b	397,000	0	0	0	0	0	0	
	a/b	74.3%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	
	東北及び全国の状況 全国: 915万トン (令和元年度)								
	②データ等の出典 産業廃棄物の排出及び処理状況等 (令和元年度速報値 概要版)								
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 09月 ○ 翌々年度 月								
指標 II	指標名	一般廃棄物最終処分量						指標の種類	
	指標式	市町村が行うごみ処理事業により最終処分された一般廃棄物の量 (単位: t)						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値 (見込まれる効果) 低減目標指標 ● 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	33,000	33,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	
	実績b	32,000	0	0	0	0	0	0	
	a/b	103.1%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	999.9%	
	東北及び全国の状況 全国: 380万トン (令和元年度)								
	②データ等の出典 一般廃棄物処理事業実態調査 (令和元年度実績)								
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 03月 ○ 翌々年度 月								

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

1次評価		評価結果
観 点 の 要 素	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	● A ○ B ○ C
	理由 (県民1人1日あたりのごみ排出量が横ばいで推移していることや、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にあることから、3Rの推進に向けた取組を引き続き実施する必要がある。)	
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	
	理由 (令和元年度の県民意識調査において、リサイクルの取組を行っている県民の割合が増加し、エコバックの持参など、行動を伴う環境意識が高まっていることから、ニーズは増大している。)	
	県関与の妥当性 (民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c	
理由 (法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの)		
理由 (廃棄物処理法では、都道府県は、市町村が一般廃棄物の減量化や適正な処理等に関する責務を十分に果たすことができるよう、技術的な助言に努めること、また、県内における産業廃棄物の状況を把握し、適正な処理が行われるよう必要な措置を講じることとされているため。)		

1次評価		評価結果
有 効 性 の 観 点	事業の効果 (事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 指標となる廃棄物最終処分量は、昨年度の実績値の公表が年度末となることから、中間評価時点では不明であり、適用不可となる。なお、最新の一般廃棄物の最終処分量は、目標を達成していることから、事業の有効性はあると判断される。	○ A ● B ○ C
	効 率 性 の 観 点	1 事業の経済性の妥当性 (費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和02年度の決算額〕 = (指標 I) 〔令和02年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】
効 率 性 の 観 点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 国の動き等、外部環境の変化を踏まえて、新規の内訳事業の実施や継続内訳事業の内容の見直し、効果的な運営に努めている。	○ A ● B ○ C
	総 合 評 価	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休止 ○ E 終了 県民1人1日あたりのごみ排出量が横ばいであること、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向にあることから、引き続き、県民や事業者に対して、より分かりやすく、且つ県民等の具体的な実践につながるような啓発活動を実施する。また、近年国際的にも問題となっているプラスチックごみについて、環境と経済が好循環する仕組みの構築に向けた県内の実態を調査する。

2次評価		評価結果
観 点 の 要 素	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	● A ○ B ○ C
	理由 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	
	理由	

事業コード	08010207	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進
事業名	海岸漂着物地域対策推進事業	施策コード	01	施策名	地球温暖化防止と循環型社会の形成
		指標コード	02	施策目標(指標)名	循環型社会の形成
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	調整・循環型社会推進班
			(tel) 1622	担当課長名	高橋正嘉
				担当者名	古井司洋

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成21年度 ~ 令和9年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>海岸漂着物の放置が海岸における景観や環境保全上、全国的に深刻な問題となっていることから、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」が公布・施行され、国や地方公共団体の責務として、海岸漂着物の円滑な処理を図るため必要な施策及びその発生の抑制を図るため必要な指導・助言・調査等を行うことが定められた。</p>	<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>海岸漂着物の回収・処理を行うとともに、漂着物の発生抑制のための啓発活動を展開し、県民の協力・参加を得ながら、海岸における良好な景観及び環境の保全を図っていく。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>海岸漂着物は、広い範囲にわたって大量に漂着していることから、回収・処理は海岸管理者又は地元市町村の大きな負担となっている。また、地域を越えて漂着するものであるため、その発生源対策は非常に困難である。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県、市町村</p> <p>②事業の対象者・団体 県民</p> <p>③達成のための手段</p> <p>各海岸管理者(県、市町村)による海岸漂着物の回収・処理、漂着ごみ及び河川ごみ組成調査を行うとともに、海岸漂着物に係る啓発用リーフレット等を作成し県民へ配布することやSNS等の活用により、発生抑制への意識を高めていく。</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R02年 12月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 <input type="radio"/> a 増大した <input checked="" type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p><input type="checkbox"/> アンケート調査 <input checked="" type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に 市町村に対する要望調査)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>海岸漂着物の回収・処理や普及啓発の実施について、市町村及び関係団体から要望が寄せられている。また、第3回秋田県海岸漂着物対策推進協議会では、環境保全に係る体験学習や海岸美化活動の継続が要望されている。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 海水浴・漁業・観光の場など、海岸が持つ様々な機能を保持するため、コスト削減を意識した、効率的な海岸漂着物等の回収処理や、発生抑制に向けた取組を継続する必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>重点区域での海岸漂着物の回収処理や、河川を通じて海岸に漂着するごみの発生抑制としての市街地のクリーンアップを始めとした普及啓発のほか、協議会において第3次地域計画の策定について協議を行った。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	重点区域海岸漂着物等回収処理事業	重点的に取り組む必要のある区域において、海岸漂着物等の回収・処理及び海岸漂着物の組成調査を実施する。	51,966	61,173	83,763	83,763	83,763	83,763		
02	海岸漂着物等発生抑制事業	SNS等を活用したクリーンアップ活動の推進や、環境体験学習ツアー等を通じて、海岸漂着物の発生抑制を県民へPRする。								
03	海岸漂着物対策推進協議会運営事業	海岸漂着物対策推進協議会を運営し、第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づく及び海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進について協議する。	88	129	298	298	298	298		
財源内記			左 の 説 明							
国庫補助金			52,054	61,302	84,061	84,061	84,061	84,061		
県債			42,308	49,307	67,596	67,596	67,596	67,596		
その他の										
一般財源			9,746	11,995	16,465	16,465	16,465	16,465		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	海岸漂着物等に対する県民の認知度							指標の種類
	指標式	県民意識調査において「海岸漂着物等が海岸を汚しているのを知っているか」という問いに対し「知っている」と回答した者÷全調査対象者×100							●成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	80	80	80	80	80	80	80	
実績b	83	79.2	0	0	0	0	0		
b/a	103.8%	99%	0%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況 未公表									
②データ等の出典 県民意識調査									
③把握する時期 ● 当該年度中 08月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
指標 II	指標名								指標の種類
	指標式								●成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
b/a									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ● 当該年度中 00月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	○ C
	従来は、委託事業者のみが海岸漂着物の回収処理を実施していたが、先にボランティアによる清掃を実施してから委託事業者が回収処理を実施する手法を取り入れたことで、従来 の手法に比べ、296千円費用を削減できている。	
総合評価	● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	海水浴・漁業・観光の場など、海岸が持つ様々な機能を保持するため、コスト削減を意識した、効率的な海岸漂着物等の回収処理や、発生抑制に向けた取組を継続する必要がある。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c 【理由】 海岸の良好な景観及び環境保全を図るため、国の補助金を活用しながら、各海岸管理者による漂着物の回収処理を行っているほか、海岸漂着物の発生を抑制するため、内陸部も含めた全県域において関係機関と連携して普及啓発活動を実施しているため。	○ A
	住民ニーズに照らした妥当性 ○ a ● b ○ c 【理由】 市町村並びに関係団体から、海岸漂着物回収処理の推進等について、要望が寄せられているため。	● B
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c ■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	○ C
理由	海岸漂着物処理推進法第10条において、「地方公共団体はその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務を有する。」とされているため。	
政策評価委員会意見		

事業コード	08010209	政策コード	08	政策名	環境保全対策の推進
事業名	環境産業活性化推進事業	施策コード	01	施策名	地球温暖化防止と循環型社会の形成
		指標コード	02	施策目標(指標)名	循環型社会の形成
部局名	生活環境部	課室名	環境管理課	班名	調整・環境企画
				(tel)	1571
				担当課長名	古井 正隆
				担当者名	加藤 武

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成15年度 ~ 令和9年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>各種リサイクル法に定められた廃棄物については、回収及び分別が義務づけられている。また、資源リサイクル産業の創出・育成については、補助制度や融資制度があり、県内においても取り組む企業が現れてきている。しかしながら、リサイクル製品の普及・販路については、一部を除いて不十分な現状にある。本事業では、優れた県内リサイクル製品を認定し、県が実施する事務・事業に積極的に使用するとともに、県内事業者・県民に対し資源循環・リサイクル認定製品の利用を促し、もって環境産業の活性化、廃棄物の適正処理、資源の循環的な利用を図る。</p>	<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>優れた県内リサイクル製品を認定し、県の事務・事業において優先的に使用すること等により、環境産業の活性化と資源の循環的な利用が図られている状態。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) <input type="radio"/> 重点事業 <input checked="" type="radio"/> その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成16年4月1日施行)に基づき、リサイクル産業の育成や資源の循環的な利用、廃棄物の減量化に努め、循環型社会の形成を図っていくことが益々重要な課題となっている。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県</p> <p>②事業の対象者・団体 県内企業</p> <p>③達成のための手段</p> <p>学識経験者・市民活動団体等で組織される秋田県リサイクル製品認定審査委員会を設置し、リサイクル製品認定制度に基づき製品を認定する。認定したリサイクル製品を県の事業(公共事業等)で活用・広報することにより、県民と一体となった環境保全意識の醸成及び循環型社会の形成に向けた取組を促していく。</p>		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 <input type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: R01年 09月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 <input type="radio"/> a 増大した <input checked="" type="radio"/> b 変わらない <input type="radio"/> c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> インターネット</p> <p><input type="checkbox"/> その他の手法 (具体的に)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>令和元年度のエコ&リサイクルフェスティバルのアンケート調査において、リサイクル製品など環境に配慮した製品について、95%の方から購入する意思があるとの回答を得ており、県民の関心の高さがうかがわれる。ただし、PR不足との回答が53%あり、更なる普及啓発の必要性がうかがわれた。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 県内で発生した廃棄物、循環資源を原料としたリサイクル製品の認定及び利用促進を図ることにより、廃棄物の減量化、資源の循環利用、環境産業の活性化に繋がることから、今後も本事業を推進していく必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>県内で行われた環境イベントにおいて、リサイクル製品の展示を行い、製品のPRを図ると共に、これまでの認定製品を一括して紹介する目的で、秋田県認定リサイクル製品Webページでの紹介及び、全認定製品をまとめたパンフレットを作成し、県内外に配布した。また、認定リサイクル製品利用拡大推進事業において、公共交通機関関連施設、自然公園等、多くの利用者が見込まれ事業効果の高い施設を対象に支援を行うとともに、リサイクル製品を集客のあるイベント等で展示し、製品のPRを行った。</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	リサイクル産業活性化推進費	秋田発のリサイクル製品を認定して、パンフレット等で広報するなどの普及啓発に努め、リサイクル製品の利用促進を図る。	1,461	927	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	
02	認定リサイクル製品利用拡大推進事業	自然公園等での認定製品による施設整備や、一般住宅用製品を環境関連イベント等で展示することにより、リサイクル認定制度の周知及び認定リサイクル製品の利用拡大を図る。	15,254	13,058	14,235	14,235	14,235	14,235	14,235	
財源内記			左の説明		16,715	13,985	15,704	15,704	15,704	15,704
国庫補助金										
県債										
その他の			産業廃棄物対策基金繰入金		16,715	13,985	15,704	15,704	15,704	15,704
一般財源										

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	認定リサイクル製品の認定数						指標の種類	
	指標式	認定リサイクル製品の認定数（累計数）						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績b	423	432	0	0	0	0	0	0
b/a	103.7%	105.1%	0%						
東北及び全国の状況 全国41道府県でリサイクル製品認定関連の制度等を運用中である。									
②データ等の出典 環境管理課調べ									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名							指標の種類	
	指標式							○ 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0
a/b									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 00月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法								
①指標を設定することが出来ない理由								
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)								

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c
	理由	資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、循環型社会の形成に資することを目的とした事業であることから、課題に適切に対応していると判断される。
	住民ニーズに照らした妥当性	○ a ● b ○ c
	理由	県民意識調査において、「循環型社会の形成に向けて、県に対してどのような取組を期待しますか」の設問に対し、「リサイクル製品の普及活動」が毎年上位となっており、県民の関心は高い。
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	● a ○ b ○ c
理由	■ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
理由	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例に基づき実施している事業制度であり、県でリサイクル製品を認定するとともにその普及啓発を行い、県内のリサイクル産業の活性化と資源の循環的な利用を図っていく必要がある。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	● A ○ B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標Ⅰ) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 コスト縮減に取り組んでいるものの、リサイクル認定制度の周知及び利用拡大を図ることを目的としているため、資材費の縮減は難しく、施設整備のコスト縮減は効果の発現が小さい。推進費についてもコスト縮減の効果の発現は小さかった。	○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 廃止 ○ E 終了	県内で発生した廃棄物、循環資源を原料としたリサイクル製品の認定及び利用促進を図ることにより、廃棄物の減量化、資源の循環利用、環境産業の活性化につながることから、今後も積極的に本事業を推進していく必要がある。

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C	有効性 - A - B - C	効率性 - A - B - C
総合評価	(2次評価対象外)	
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 廃止 ○ E 終了	
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		